

令和5年度坂井市空家改修支援事業（購入・賃借者用）

この事業は、坂井市への定住を促進するとともに空き家住宅の有効活用を図ることを目的として、空き家の改修工事等に要する費用の一部補助を行います。

補助対象者 （注）交付決定以前に工事契約を締結している者は補助対象者とはなりません。

次に掲げる要件をすべて満たす者

- 1) 次の（ア）から（コ）に掲げる要件のいずれかの者
 - （ア）現に福井県内に住所を有していない者
 - （イ）福井県内に住所を有して2年以内の者
 - （ウ）県外から県内の大学等に進学した学生が県内の企業に就職して2年を経過しない者
 - （エ）自然災害により居住する住宅に被害が生じて2年を経過しない者
 - （オ）18歳になった日の属する年度の3月31日までの子供と同居している世帯の者
 - （カ）婚姻届を提出し、受理されてから2年を経過しない夫婦
 - （キ）市内に進出してから2年を経過しない企業の従業員又は地場産業に従事して2年を経過しない者
 - （ク）新たに多世帯近居(直系親族の世帯が市内の同一小学校区または概ね車で5分圏内に別に居住すること。)する者。ただし、直系卑属の単独世帯は除く。
 - （ケ）新たに多世帯同居(直系尊属又は直系卑属の複数の世帯によって同居)する者。直系卑属の単独世帯は除く。
 - （コ）その他
- 2) 市内において、**坂井市空き家情報バンクに1ヶ月以上登録されている（新たに多世帯近居する場合は除く。）**空き家を購入、又は賃借しリフォームを行う空き家の居住者
- 3) 坂井市税を滞納していない者
- 4) 令和6年1月31日までに改修工事を完了する見込みのある者
- 5) 10年以上居住する見込みのある者

対象となる改修工事

次に掲げる要件を**すべて**満たす改修工事

- 1) 次に掲げる工事を**補助対象**とする。(改修後、空家の延床面積の1/2以上が住宅の用に供されるものに限る。)
 - ア.空き家の全部又は一部の修繕、補修、模様替え、補強工事、更新工事（以下「修繕等」。）
 - イ.空き家に一部を増築する工事及び一部を改築する工事
(ただし、増築、改築部分の床面積が既存住宅の1/2を超える工事は除く。)
- 2) 1)に該当する工事のうち、次に掲げる工事は**補助対象外**とする。
 - ア.建築の解体、除去のみを行う工事
 - イ.カーテン、家具、調度品等の購入・設置
 - ウ.家庭用電化製品の購入・設置
 - エ.太陽光発電設備の設置
 - オ.CATV(有線放送)、電話、インターネットの接続配線工事（更新及び修繕を含む。）
 - カ.維持管理工事（点検、清掃、消耗品の交換及び故障修理）
 - キ.障子・ふすまの張り替え、畳の表替え等軽微な修繕等
 - ク.付帯建築物(車庫、倉庫等)の修繕等

- 3) 多世帯近居・同居する場合、
1) に該当する工事のうち、次に掲げる工事は**加算補助の対象**とする。
ア. 間取りの変更に関する工事（既存住宅の間取りの変更及び増築等）
イ. バリアフリー改修工事
①手すりの設置（浴室、便所、洗面所、居室、廊下、階段等への手すりの設置）
②段差の解消（屋外に面する出入口、浴室、屋内(浴室を除く)等における段差の解消）
③廊下幅等の拡張（通路、出入口等の拡張）
- 4) **坂井市内の建設業者等**（市内で事業を営む個人事業者を含む。）が施工する工事であること
- 5) 国、県、市における他の補助制度を利用して空き家を改修する場合、その対象部分の経費は補助対象外とする。

補助金の額

補助対象経費の **1/3 以内**（千円未満切り捨て）で次のとおり。

【補助対象者 1（ア）～（ケ）の場合】

居住誘導区域内 100 万円を限度（補助対象者 1（ク）（ケ）のみ 30 万円を限度に加算）

居住誘導区域外 30 万円を限度

【補助対象者 1（コ）の場合】

居住誘導区域内 50 万円を限度

居住誘導区域外 30 万円を限度

※補助金は原則として 1 棟につき 1 回とする。

【居住誘導区域】…都市再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号）第 81 条の規定により策定した坂井市立地適正化計画において位置づける区域をいう。

募集件数

【補助対象者 1（ア）～（ケ）の場合】

居住誘導区域内 …3 件（うち加算 3 件）（先着順）

居住誘導区域外 …5 件（先着順）

【補助対象者 1（コ）の場合】

居住誘導区域内 …2 件（先着順）

居住誘導区域外 …先着順で申込状況に応じて対応

申込受付期間

令和 5 年 5 月 8 日（月）～令和 5 年 12 月 22 日（金）午後 5 時必着

申込方法

移住定住推進課にある申請書に必要書類を添えて提出してください。
（申請書は、ホームページからもダウンロードできます。）

提出先

〒919-0592 坂井市坂井町下新庄 1-1

坂井市総合政策部 移住定住推進課 空家対策室（TEL0776-50-3036）